

# 技術者の登録制度について

---

# 前回の検討会の議論

## (第14回検討会での議論)

- ・実務経験で主任技術者になる際に、具体的な手続きが無いのは良くない。資格の付与か、登録か、何らかのオーソライズをしてから業務ができるようにすべき。
- ・登録制にすれば、どこにどれだけの主任技術者がいるか、把握できるようになる。**登録制にする方向で検討を進めてはどうか。**

## 技術者個人の倫理意識の高揚・処分等のための方法

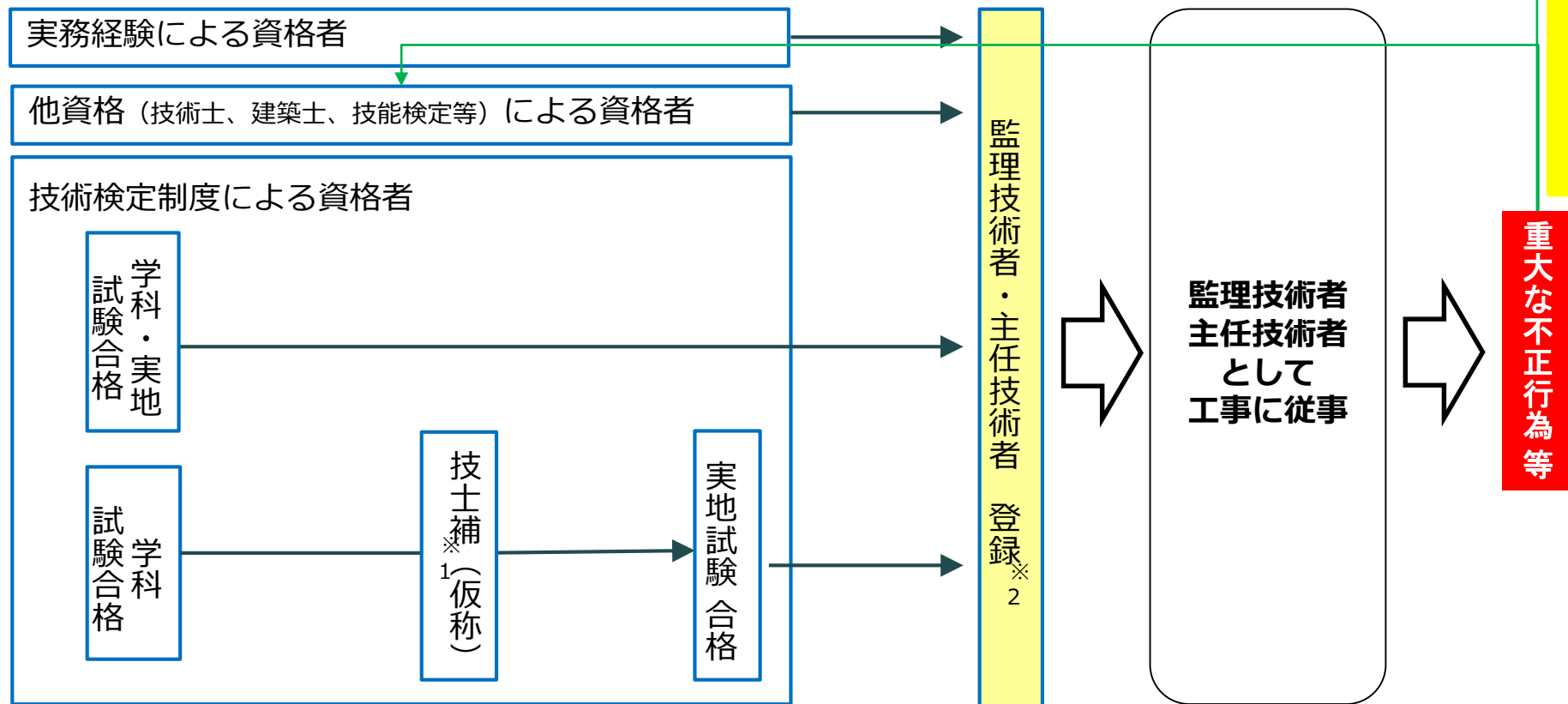
第14回技術者制度検討会資料を元に再整理

手法	メリット等	デメリット等
資格試験での出題、誓約事項の提出等	・技術検定の受検段階での対応として、一定の効果は期待できる	・技術検定合格後の倫理意識の徹底は困難 ・他資格や実務経験での技術者に適用できない
文書注意・戒告	・比較的軽度な処分としては適当	・重大な案件に対する処分としては不十分か
業務・名称使用の停止	・登録（合格）取消には至らない程度の処分としては、効果が期待できる	・重大な案件に対する処分としては不十分か ・業務停止等の遵守状況の把握が困難
合格・免許の取消	・技術検定を有する技術者に対しては有効	・技術検定以外の資格保有者への処分が困難（特に実務経験による要件具備者に対して）
登録の取消	・全ての主任技術者等に対して有効 ・登録制度の構築・運用により、全ての主任技術者等が把握できる	・新たな登録制度の構築・運用が必要であり、新たな費用負担等も発生。
罰則（懲役・罰金）	・大きな効果が期待できる ・処分規定に命令等を規定した場合には、命令違反を罰則で規定できる	・処分規定でカバーできるのであれば、罰則まで規定するか要検討

# 技術者の登録制度のイメージ

## 監理技術者・主任技術者の登録制度のイメージ

登録制度を導入しない場合は  
実務経験者や他資格者については処分できない  
(※他資格者については、それぞれの法令に基づいた処分はされることがある)



※1: 前回(第14回検討会)にて方向性を提示した内容を前提に記載

※2: 現在、専任の監理技術者として配置される者については 監理技術者資格証の申請(登録)が必要

登録制度を導入した場合、

・技術者個人に責のある不正行為に対する処分規定の導入や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整う

# 技術者の登録制度を導入した場合の効果

○ 建設業法に基づく監督処分件数としては、技術者の設置に関するものが一定数ある。

建設業法に基づく監督処分(指示、営業停止、許可取消)の実施状況について(平成25年～平成27年)<sup>(注)</sup>

	平成25年			平成26年			平成27年		
	指示	営業停止	許可取消	指示	営業停止	許可取消	指示	営業停止	許可取消
処分件数	65	67	47	88	52	56	58	40	39
うち、欠格該当	-	-	44	-	-	46	-	-	37
うち、一括下請負	0	4	-	0	0	-	0	2	-
うち、施工体制台帳作成	1	8	-	4	3	-	2	5	-
<b>うち、技術者不設置等</b>	<b>15</b>	<b>12</b>	<b>-</b>	<b>28</b>	<b>9</b>	<b>-</b>	<b>18</b>	<b>10</b>	<b>-</b>
うち、経営事項審査	8	20	-	3	12	-	5	8	-
うち、許可要件を欠いたもの	12	-	3	19	-	10	6	-	2
うち、その他建設業法違反	29	23	0	34	28	0	27	15	0

(注)このほか、平成25年には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律違反で指示処分1件を実施。また、都道府県による監督処分件数を含む。

監督処分の事案としては、技術者の専任義務違反による監督処分事例が大半ではあるが、(下請の主任技術者を含めた)技術者の資格要件を満たさない者の配置に対する処分もある

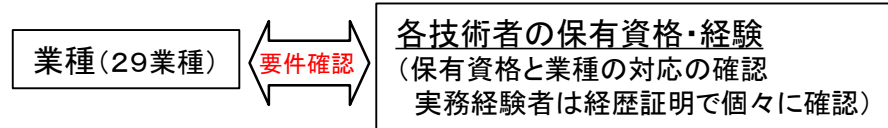
登録制度を導入した場合、

・登録時に厳格な要件確認を行うことで、より適切な技術者配置や不良不適格業者の排除による工事品質の向上が期待できる

# 技術者の登録制度を導入した場合の効果

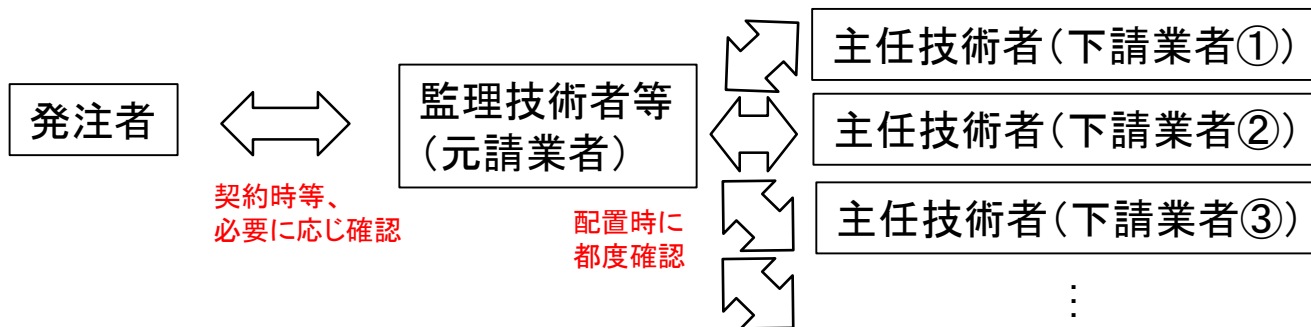
## 登録制度を導入した場合に効率化される手続きの事例

※確認している内容



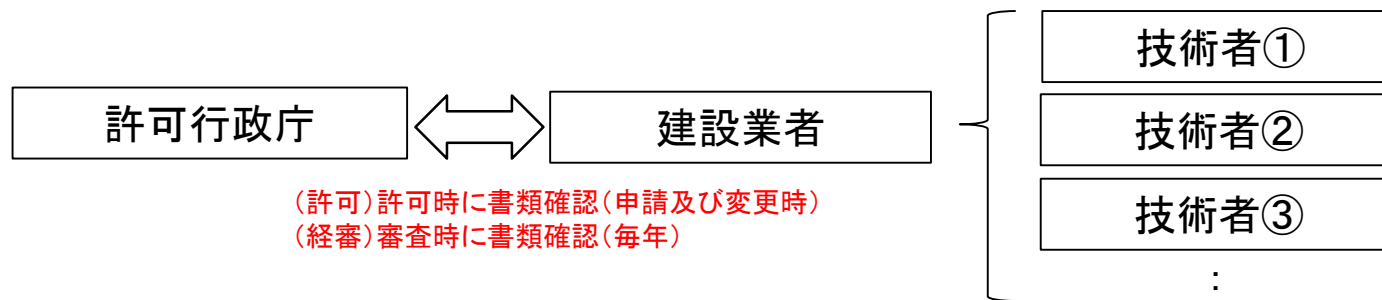
## ○工事の受発注時、施工中の手続き

以下の各段階で、技術者が必要な要件を満たしているかを都度確認※しており、登録制度によってこれらの審査が効率化されることが想定される



## ○建設業許可、経営事項審査の手続き

以下の各手続で、許可業種と保有する技術者等の資格・経験を都度確認※しており、登録制度によってこれらの審査が効率化されることが想定される



### 登録制度を導入した場合、

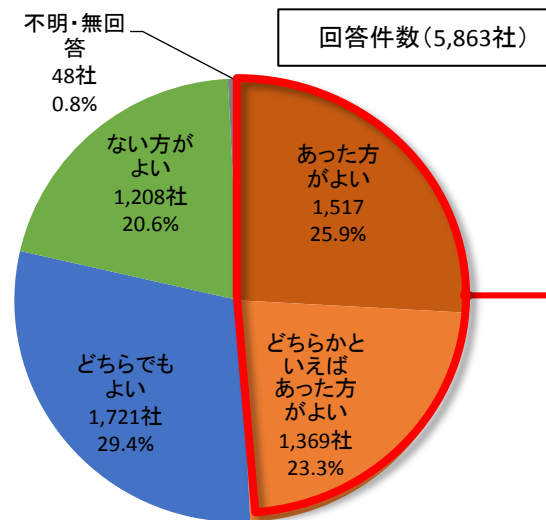
- ・現場において配置の都度実施している実務経験等の要件確認の手間を軽減できるとともに、より適切な技術者配置や不良不適格業者の排除による工事品質の向上が期待できる
- ・建設業許可や経営事項審査における技術職員名簿等の審査手間の軽減が期待できる(将来的には申請書類の削減にも寄与)

# 技術者の登録制度を導入した場合の効果

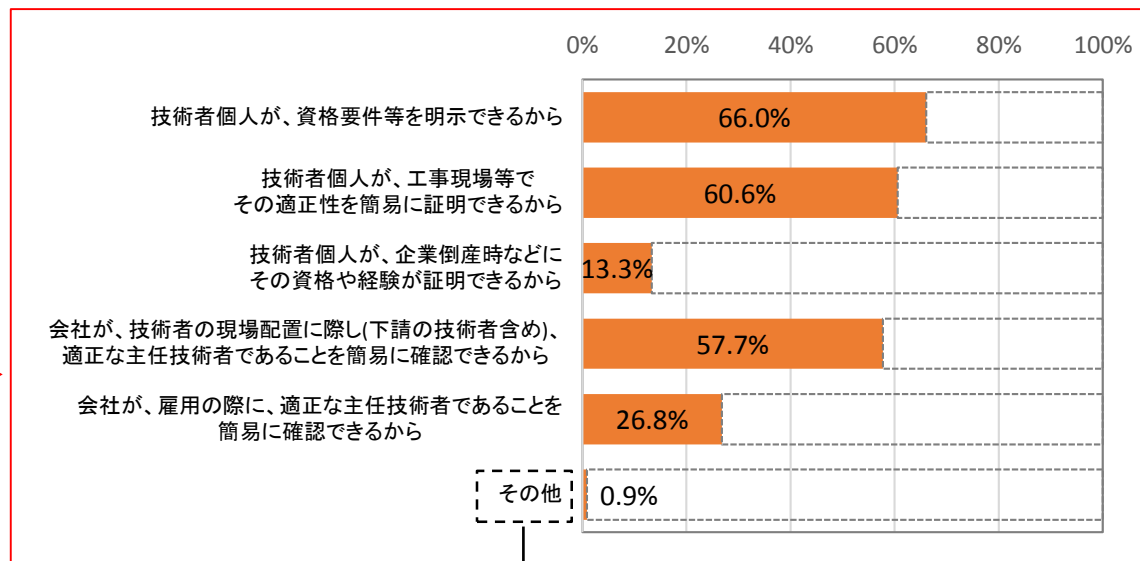
## 主任技術者証明の必要性に関するアンケート調査の結果①

○ 平成21年度に特定建設業許可を有する建設企業を対象に実施したアンケート調査によれば、主任技術者の証明の必要性について、約50%が「必要性あり」との回答。

【質問】 2級国家資格者などの適正な主任技術者であることが証明できるもの（例えば監理技術者証のようなもの）はあった方がよいと思いますか



証明書があった方がよいと考える理由（複数回答）



その他の理由

- ◆ 技術者としての意識向上につながる
- ◆ 下請会社の資格に対する意識向上のため。
- ◆ 監理技術者と同じ様に主任技術者も責任が大きいと思うから。
- ◆ 監理技術者の様に定期的に講習を受けることで、知識を最新のものとすることができる

出所)

「平成21年度 監理技術者資格者証に関するアンケート」  
((一社)建設業技術者センターが実施)

アンケート概要

調査対象: 全国の特建設業許可を有する建設企業  
調査票配布数: 11,854社(回収率: 49.5%)

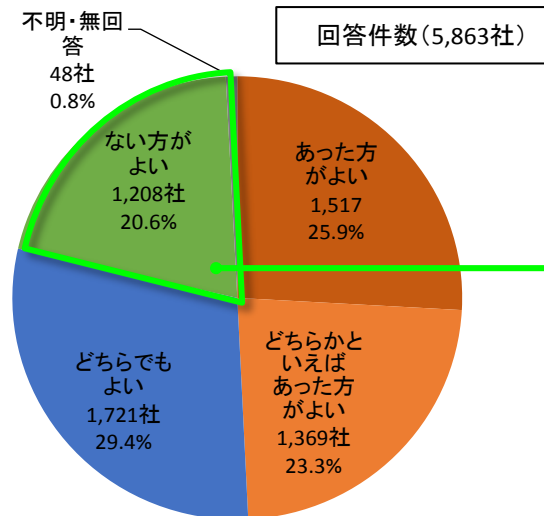
主任技術者証明が必要と考える理由として、

- ・有資格者であることの証明が容易になるとともに、転職や倒産で所属企業が変わった場合の実務経験等の証明が容易となるほか、技術者個人の意識向上につながる事が期待できる等のメリットを挙げる企業が多い

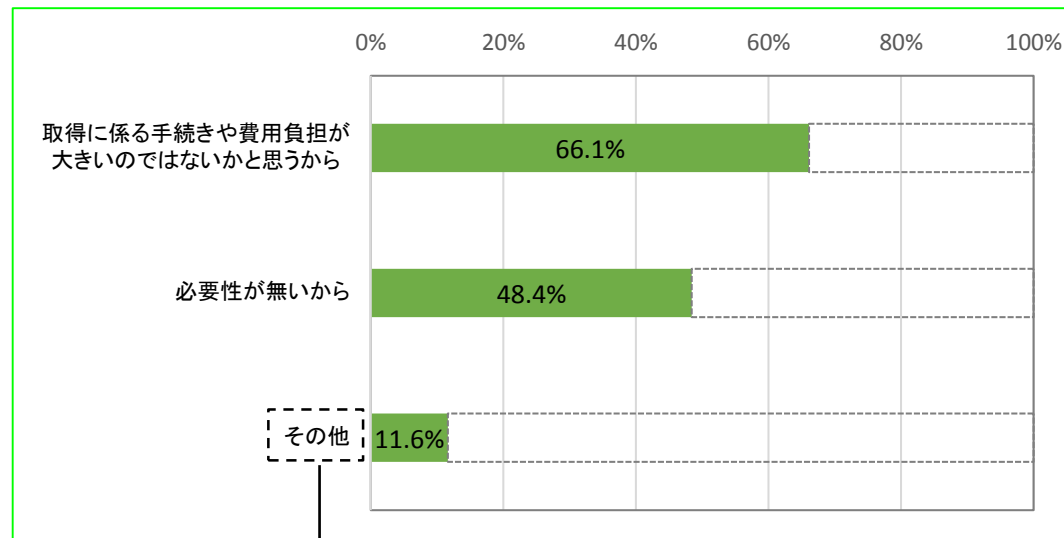
# 技術者の登録制度を導入した場合の課題

## 主任技術者証明の必要性に関するアンケート調査の結果②

【質問】 2級国家資格者などの適正な主任技術者であることが証明できるもの（例えば監理技術者証のようなもの）はあった方がよいと思えますか



証明書が無い方がよいと考える理由（複数回答）



その他の理由

- ◆ 1級、2級などの各資格の合格証で十分
- ◆ 携帯する資格者証や、発注者への証明書類が増える
- ◆ 資格証の導入によって更新講習の受講のために時間を割いたり、更新費用が必要になる
- ◆ 二次下請以下は経験者の配置で十分
- ◆ 新たな資格ができるのと資格取得だけに走り、実務経験がおろそかになる可能性がある。実務経験を優先すべき

主任技術者証明が必要無いと考える理由として、

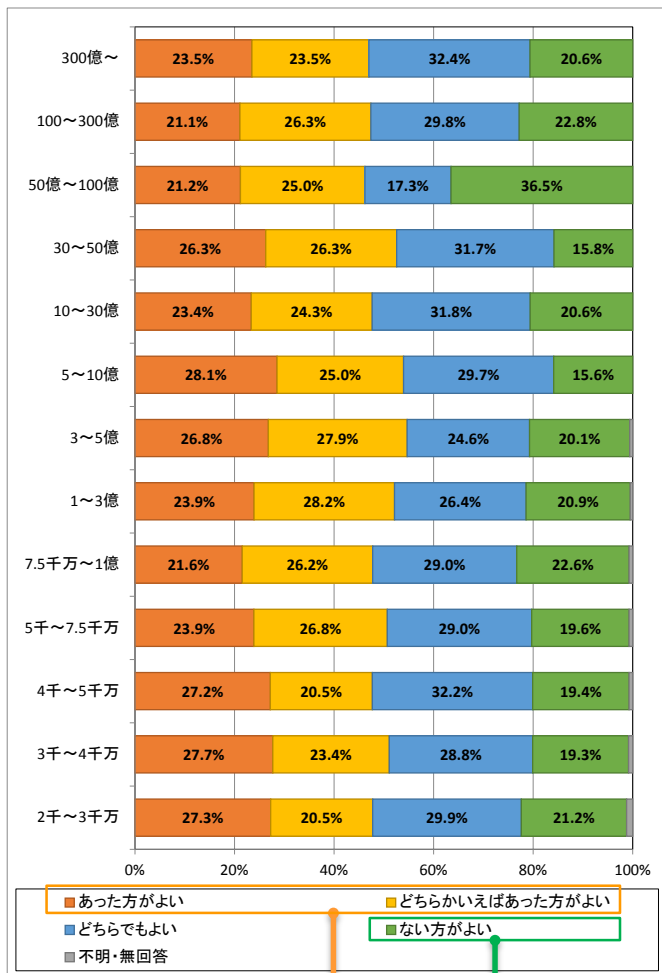
- ・費用や手続き間の発生をデメリットに挙げる企業が多い

# 技術者の登録制度を導入した場合の効果・課題

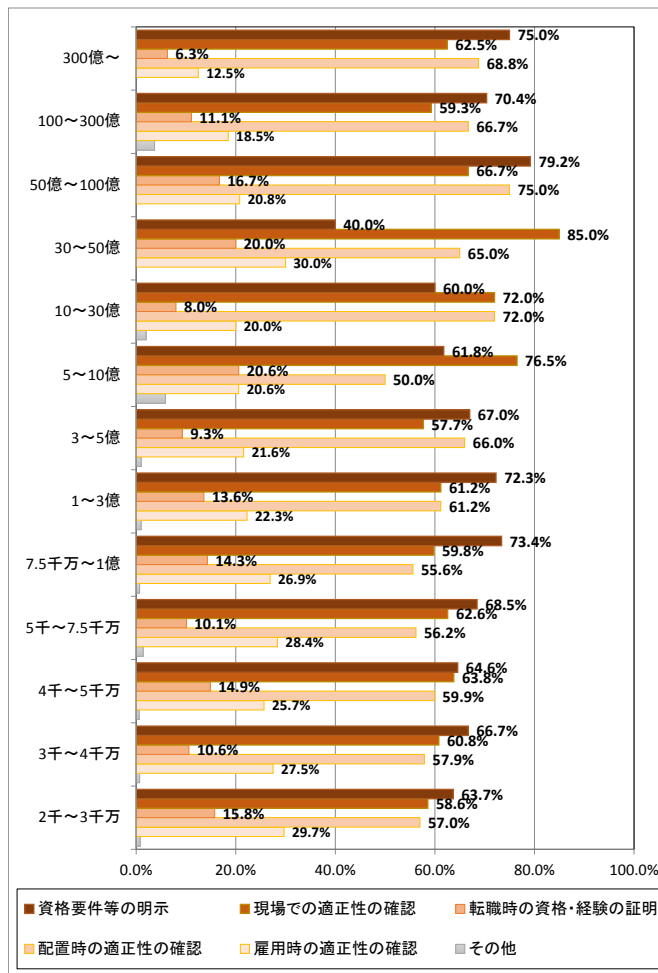
## 主任技術者証明の必要性について(資本規模別)

○ 資本規模別の回答に傾向の差は見られない。

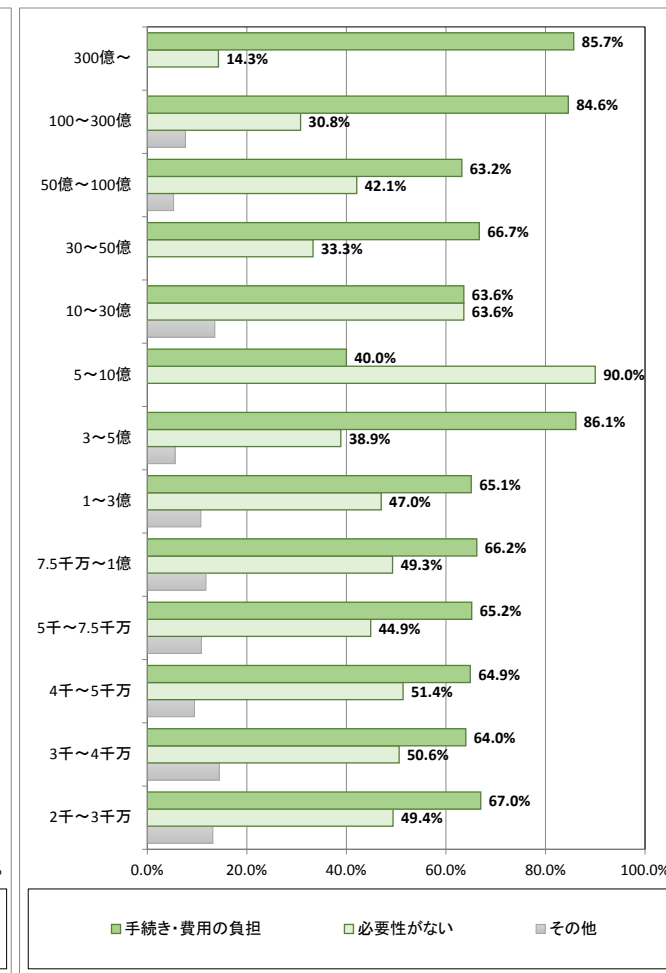
【 主任技術者証明の必要性 】



【 必要性がある理由 】



【 必要性がない理由 】





# 特定専門工事審査型総合評価方式について

## 特定専門工事審査型総合評価落札方式

➤ 特定専門工事部分について技術提案を提出させ、入札参加者と合わせて技術評価する。

### 技術評価点(加算点)の配点割合 (技術提案評価型S型)

加算点(60点)		施工体制審査点 (30点)
技術提案(30点)	施工能力等(30点)	
特定専門工事に係る技術提案 等	特定専門工事業者 ・施工実績 ・配置予定技術者の保有資格 等	

専門工事部分の配点  
(加算点全体の50%未満)

#### 【対象工事】

・ 特定専門工事(法面処理工事、杭基礎工、地盤改良工事又は海上工事(海上工事については、いずれかの工種に限る))が工事全体に占める重要度が高い工事

#### 【審査・評価方法の留意点】

- ・ 特定専門工事部分についての技術提案を求める
- ・ 原則として、入札参加者及び特定専門工事業者に対してヒアリングを実施

※ 特定専門工事業者のヒアリングへの同席は任意の協力

# 技術者の登録制度を導入した場合の効果・課題(まとめ)

## 導入した場合の効果・課題 ①

### 効果

- 【発注者・許可権者】
- 登録時に厳格な要件確認を行うことで、より適切な技術者配置や不良不適格業者の排除による工事品質の向上が期待できる
  - 建設業許可や経営事項審査における技術職員名簿等の審査手間の軽減が期待できる
  - 特定専門工事審査型総合評価方式(試行中)など、下請の配置技術者の評価を採用した発注方式において、要件審査をより厳格化できる。

- 【施工会社・許可業者】
- 配置の都度実施している実務経験等の要件確認の手間を軽減できる
  - 建設業許可や経営事項審査における申請書類の簡素化が将来的に期待できる

- 【技術者個人】
- 有資格者であることの証明が容易になるとともに、技術者の意識向上につながる事が期待できる
  - 転職や倒産で所属企業が変わった場合も、実務経験等の証明が容易となる

- 【その他、制度面】
- 技術者の担い手の確保、育成等の政策を進めるうえで重要な指標の一つとなる有資格者の人数等の把握が可能となる(現在は監理技術者のみ)
  - 技術者個人に責のある不正行為に対する処分規定の導入や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整う

### 課題

- 相当数にのぼる主任技術者の登録手続きの実施体制の確保
- 登録にかかる費用や手続手間の発生、負担者の理解

## ○今回、議論いただきたい内容

- ・この他に考えられる効果や課題はあるか

(登録制度を導入する場合の考え方について)

- ・登録の対象範囲をどう設定するか
- ・導入手順をどうするか
- ・登録後は一定期間で更新するしくみとする
- ・その他、検討すべき内容はないか

# 技術者の登録制度の導入に関する論点

## 論点 登録の対象範囲をどう設定するか

考えられる案	メリット・デメリット
①特に工事の品質確保が求められる工事種別の技術者に限定する  《限定の考え方の例》 ・不特定多数の利用に供される公共工事のみ ・指定建設業（7業種）に関する工事のみ	（メリット） ・対象範囲を限定することで、登録申請・審査の手続き等を軽減しつつ、登録によるメリットが一定程度期待できる
②特に施工体制が煩雑になりやすい工事の技術者に限定する  《限定の考え方の例》 ・一定の金額規模以上の工事のみ ・土木・建築一式工事のみ	（デメリット） ・不正行為に対する処分や、技術レベルの維持・向上のための更新制度が一定の範囲のみに限定される ・建設業許可や経営事項審査における技術者名簿等の審査の手間や申請書類の簡素化は図られない（混在することでむしろ煩雑化する可能性） ・技術者の全体像が依然として把握できない
③元請の技術者のみに限定する	
④対象を限定せず全ての建設工事の技術者を対象とする	（メリット） ・不正行為に対する処分規定や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整う  （デメリット） ・登録申請・審査の手続き等が相当量発生する

# 技術者の登録制度の導入に関する論点

## 論点 導入手順をどうするか

考えられる案	考え方
① 推奨制度として開始 一定程度普及した段階で義務化へ移行	(メリット) ・ 何らかのインセンティブを付与しつつ、登録を促していくことで、導入に伴う現場の混乱や、登録申請・審査の手續の集中等を軽減しつつ、登録によるメリットが一定程度期待できる (デメリット) ・ 不正行為に対する処分規定の導入や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整うまでにある程度の期間を要する（推奨制度の間は、不正行為に対する処分規定の導入は不可能）
② 対象範囲を限定したうえで義務化 段階的に範囲を拡大	(メリット) ・ 前頁で示したような対象範囲を設定しつつ、段階的に範囲を拡大することで、登録申請・審査の手續の集中等を軽減しつつ、登録によるメリットが一定程度期待できる (デメリット) ・ 不正行為に対する処分規定の導入や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整うまでにある程度の期間を要する
③ 導入開始時から全ての工事に対して義務化	(メリット) ・ 当初より義務化することで、不正行為に対する処分規定の導入や、技術レベルの維持・向上のための更新制度の導入環境が整うまでに要する期間が短くなると想定 (デメリット) ・ 広い範囲で義務化となるため、導入に伴う現場の混乱や、登録申請・審査の手續の集中等を含めた登録事務に関するトラブルが生じた場合の影響など、不確実性が高い（登録手続きや現場での管理等のしくみについて十分な調整が整うことが前提となる）

# 技術者の登録制度の導入に関する論点

## 論点 登録後は一定期間で更新するしくみとするか

考えられる案	メリット・デメリット
①更新あり <u>更新時に講習等の義務あり</u>	(メリット) ・更新講習等により、新たな技術的知見や法令等の習得機会を設けることが可能 ・定期的な更新によって各技術者に関する情報の正確な把握が可能 (デメリット) ・登録更新や講習受講等に伴う手続、費用が発生する
②更新あり <u>更新時に講習等の義務なし</u>	(メリット) ・定期的な更新によって各技術者に関する情報の正確な把握が可能 (デメリット) ・登録更新に伴う手続、費用が発生する ・新たな技術的知見や法令等の習得は各個人の自主性に任せることとなる
③更新なし	(メリット) ・登録更新に伴う手続、費用が発生しない (デメリット) ・新たな技術的知見や法令等の習得は各個人の自主性に任せることとなる ・所属会社や氏名の変更、転職、死亡等があっても、定期的な更新による反映ができず、各技術者に関する情報の正確な把握が不可能

# 技術者の登録制度の導入に関する論点

論点 その他に検討すべき内容はないか（以下の内容については次回以降に議論頂く予定）

- ・登録する内容や情報の公開範囲をどうするか
- ・登録情報をどのように活用できるか

## 【参考】現在の監理技術者資格者証情報の登録内容及び活用の状況

### 監理技術者証情報

- ・本人情報（氏名、生年月日等）
- ・所属企業
- ・保有資格
- ・更新状況  
（監理技術者講習受講履歴）

国土交通省を経由



発注者支援  
データベース  
（JCIS）



### 公共工事の発注者

（国、地方公共団体、関係法人等）

#### 【活用例】

- ・工事発注時の要件設定の参考
- ・入札参加資格の審査
- ・施工体制確認（専任状況等）

※情報提供は公共工事の発注者に限定

※その他下記情報を提供

- ・建設業許可情報
- ・経営事項審査情報
- ・コリンズ情報
- ・技術検定合格者情報

## 建設業における技術者の数

建設業における技術職の就業者数（技術者、作業者等） 363万人<sup>(1)</sup>

主任技術者となり得る技術者

経営事項審査において登録されている技術者 130万人<sup>(2)</sup>

営業所の専任技術者  
61万人<sup>(3)</sup>

監理技術者資格者  
（資格者証保有者） 66万人<sup>(4)</sup>

- (1) 総務省「労働力調査」(H27)
- (2) 経審技術職員名簿情報(H28. 9)
- (3) 専任技術者情報(H28. 10)
- (4) 監理技術者情報(H28. 12)

(参考)他資格の登録者数

資格	登録者数
技術士補	約3万人
技術士	約9万人
建築士	約36万人
宅地建物取引士	約98万人
弁護士	約4万人

(参考)経営事項審査取得企業数  
約14万業者(H27年度末)